

## 旧東ドイツ文化館に関する基本法規2

### 公立文化館の事業計画、財政および決算に関する規則

(Anordnung über die Planung, Finanzierung und Abrechnung der staatlichen Kulturhäuser)

1972年1月1日

財務大臣との合意および自由ドイツ青年中央評議会ならびに自由ドイツ労働同盟幹部会との合意に基づき以下の規則を公布する。

#### 第一条 適用領域

- (1) 本規則の定めは公立のクラブ、文化館、青年クラブ館（以後文化館と称する）に適用される。
- (2) 県および郡の文化活動室は本規則の対象とする。

#### 原則

#### 第二条

- (1) 文化館の中心課題は多面的かつ細分化した年間文化プログラムを実現することにより、社会主義的人間性の創造ならびにそれを通じてのドイツ民主共和国の全面的強化に貢献することである。文化館の事業の原則は文化大臣により公布された要綱に基づく。
- (2) 文化館は5カ年計画の主要課題実現に貢献する。特段に留意すべきは、労働者階級の文化的要求を充たすこと、青少年の公民教育である。この課題設定に資するものとして、文化館の事業計画、財政、決算がある。文化館の諸課題に関する計画は、所管の地域評議会の事業遂行における本質的な基礎である。
- (3) 文化館館長の義務は、国家経費を最も効果的に活用し、勤労者ならびに青少年の興味深くかつ多面的な精神的・文化的生活を発展させることである。

### 第三条

(1) 入場料を徴収しない催事の場合、ならびに企業がその従業員の作業班の催事や会合により発生する費用を負担することができない場合には、催事ならびに作業班、学校の学級、国民戦線の居住区委員会、住宅・街路の町内会、クラブや交友会、人民連帯の会合、成人式の若者集会ならびに地域を管轄する評議会が定めるその他の社会的組織のグループに対しては、施設使用料およびその他のいかなる費用も請求してはならない。このような催事を十分な水準で遂行するために必要な前提を、文化館の会計計画の枠内で確保しなければならない。施設の会計計画の範囲外で利用者による追加的な事業遂行が促進されている場合には、その事業遂行範囲と費用に関する取決めが必要である。

(2) 自由ドイツ青年およびピオニール組織「エルンスト・テールマン」の行う催事、ならびにその指導者のために青年クラブ館や公立文化館が主催する催事に関しては、施設使用料や光熱水費などの所要経費を一切徴収しない。公立文化館において実施される上記組織の公開的催事で入場料が徴収される場合には、費用負担に関しての取決めを行わねばならない。催事主催者と公立文化館館長との間で合意が成立しない場合には、所管の地域評議会が自由ドイツ青年の郡ないしは市町村指導部の意見聴取を経て決定する。

(3) 上記(1)(2)で明記されなかった主催者が実施する催事で、政治的に重要で文化政策的に振興すべきものは、利用料や必要経費の徴収を免除されることができる。

(4) その他の催事で、文化館によって主催されないものについては、その文化政策的な課題設定に留意し、かつ地域の条件を考慮して適切な費用負担分を徴収する。

(5) 文化館の青少年向け催事で、政治的・教育的に特段の効果のあるものについては、原価経費に準拠して算出した入場料金からの減額がなされる。それに関しては、所管の地域評議会が、自由ドイツ青年の郡ないしは市町村指導部との合意に基づき、県評議会の要綱に則って決定する。

(6) 青年クラブ館の館長は、自由ドイツ青年の郡ないしは市町村指導部ならびにドイツ自由青年活動団の責務に対応して、当該自由ド

イツ青年指導部の任務計画の草案を策定する。当該自由ドイツ青年指導部の見解は、この任務計画草案とともに、所管の地域評議会に提出して決定される。

(7) 本則の附則一に明記されたサークル種別に関しては、文化館はサークル構成員から利用負担金を徴収することができる。これに関しては、所管の地域評議会が、自由ドイツ労働同盟郡幹事会との合意に基づき、公立文化会館に対して決定する。

### **地域評議会ならびに文化館館長の任務**

#### **第四条**

(1) 事業計画、財政、決算の根拠となるのは、所管の地域評議会が文化館に対して定めた文化政策課題である。この根拠に基づいて、計画され、執行された物資および経費の使用ならびに労働時間基金の利用に関する検証がなされる。この分析の完成に際しては、文化館のクラブ委員会ならびに自由ドイツ青年活動団が助言的に協力する。青年クラブ館の活動分析に際しては自由ドイツ青年の当該郡、市ないしは地域指導部が助言する。

(2) 地域評議会は、文化館館長の諸計画の作成、実行、管理に関する権利と義務を定める。文化館は、所管の地域評議会の予算の範囲内で、既定の課題計画に明示された文化的課題の財源として必要な金額を限度として財政経費を使用することができる。

(3) 文化館館長は、事業業績と成果を定められた法定様式に従って総括する責任を負う。

(4) 文化館館長は、あらかじめ実施された文化館のクラブ委員会ならびに自由ドイツ青年活動団の助言に従って、地域を管轄する評議会に対して、課題計画に明記された文化政策的課題がどのように達成されたかを報告しなければならない。所管の地域評議会はこの報告を検査、確認する。この確認が、第八条にある報奨制度の経費を認定する前提となる。

(5) 公立青年クラブ館には、所管の地域評議会によって、施設を維持し、かつ文化的に充実したものとして形成ないし装備するための

基金と資産を計画的に提供されねばならない。それに属するものとしては、特に、楽器、録音装置、レコードプレイヤー、カラーテレビ、映像プロジェクター、スライド集、チェス、卓球用具がある。

## **第五条 事業計画と実行**

(1) 文化館館長は、クラブ委員会および自由ドイツ青年活動団の協力を得て、人民代表会議の諸決定に基づいて課題の計画と予算計画を作成する。計画は、所管の地域評議会が、人民代表会議によって議決された総合計画に則って確定する。課題計画作成の原則は附則第二で定める。

(2) 課題計画は、地域の人民代表会議およびその評議会が管轄領域において解決すべき文化政策的課題を遂行することに資するものである。文化館館長は、所管の地域評議会にその課題の達成状況を報告しなければならない。

(3) 文化館の予算計画は、国家予算計画の項目配列の方法に準拠して、収入および支出別に粗額表示で作成しなければならない。不可欠な支出と収入は、催し物形態とサークル活動を証拠とし示さなければならない。

(4) 自前の文化施設を持たない企業や施設は、文化館の文化的な施設・設備充実、さらには政治的に重要な催し物の財源負担に協力しなければならない。これに関する協定は、地域評議会と企業ないしは施設との間で締結される自治体文化政策契約の中に編入される。

## **第六条**

(1) 文化館への経費交付は、地域の評議会により確認された課題計画に基づいてのみ行われうる。

(2) 職員の積極的活動を大いに展開するために、文化館館長は課題計画を個別の責任領域に細目区分しなければならない。細目区分された計画に基づき、社会主義的競争ならびに業績比較が行われる。

(3) 文化館長は確認を受けた課題計画に基づき、4 半期計画を作成する。各 4 半期での超過達成あるいは未達成は、一年の間に均衡化しなければならない。

(4) 文化館の計画実施に対して追加的課題が課せられる場合には、所管の地域評議会はより、どれだけの経費追加交付が必要か、あるいは文化館の課題のどれを免除するかを決定しなければならない。

## 第七条

所管の地域評議会は、それぞれの文化館に関して、その予算会計が地域評議会の総予算会計口座に属する下位会計口座として執行されるのか、それとも文化部門という下位会計口座の部分会計口座として執行されるのかを決定しなければならない。文化館の会計口座は、口座を運営する銀行の所管支店による月例の決済義務を免除される。予算の会計的執行は、細目にわたるまで、1969 年 6 月 16 日公布の「ドイツ民主主義共和国国家会計規則に関する法—国家会計規則—」の第一施行規定に従って、行われる。

## 第八条

### 報奨制度

(1) 各文化館は報奨・文化・社会基金を設ける。

(2) 報奨・文化・社会基金の計画および開設は、一人当たり定額制に基づく。基金は確認された定員表に準拠して、各勤務員あたり 340 マルクを計上する。1971 年段階で既にこの数値以上が計上されている施設に関しては、一人当たり定額を、所管の地域評議会の決定を経て、1971 年段階の確認された定員表の各勤務員あたりの実際の計上数値とする。

(3) 文化館館長は、計画年次の期間に、第 2 項に従って計画された報奨・文化・社会基金のうちの 80%までを、課題計画達成を促進するために使用することができる。

(4) 確認された課題計画ならびに国家計画を達成した場合は、第2項に従って設置された報奨・文化・社会基金の全額を、文化館の館長ならびに職員に対する報奨として使用することができる。確認された課題計画を超過達成した場合、超過収入および（あるいは）過少支出であった場合、模範的な文化政策的業績ないしは活動がなされた場合には、所管の地域評議会は年次報告において（遅くとも次年度の3月15日までに）報奨・文化・社会基金への計上増額を決定する。この追加的な計上額は、第2項に従って開設された基金の一五%を超えることはできない。この必要となった追加的計上は、当該施設が必要な経費を自力で工面できない場合は、所管の地域評議会の会計から支出される。課題計画未達成の場合は、所管の地域評議会は、年次報告において、第2項に従って計画された報奨・文化・社会基金の20%を限度に減額することを決定する。ただし、傑出した文化政策的業績あるいは継続的に優良な文化政策的活動がなされていることが提示された場合には、所管の地域評議会は計画された報奨基金の減額を免除することができる。

(5) 報奨経費は、課題計画達成に模範的に貢献した職員に対する報奨として優先的に支給される。館長に対する報奨支給には地域評議会の担当会員の確認が必要である。

## **第九条**

### **繰越**

文化館の報奨・文化・社会基金の使用されなかった経費は次年度に繰り越すことができる。

## **第一〇条**

### **発効**

(1) 本規則は1972年7月1日から施行される。本規則に基づき、地域評議会は1972年の課題設定の諸計画ならびに財政計画を検討し加筆しなければならない。

(2) 同時に1966年3月28日の公立文化館業績財政に関する規則（GBL III Nr.7 S.31）は失効する。

1972年7月1日 ベルリン

文化大臣

## 本規則への付則第一

### クラブおよび文化館におけるサークル、同好会、および講座の構成員に対する利用者料金の大綱規則

第二条を実行するために以下の原則を定める。

1 現行のクラブおよび文化館におけるサークル、同好会、および講座の構成員に対する料金体系を値上げすることはできない。利用料に関するすべての新たな取り決めは、所管の地域評議会による確証を必要とする。

2 利用料金を無料とするもの

マルクス主義・レーニン主義普及のためのサークル

労働者劇場および演劇サークル

労働者著作サークル

歌唱グループとコーラス

政治的・風刺的寄席芸

以上に類するもの

3 原則として一構成員あたり年間一〇～三〇マルクの利用料金を徴収するもの

造形美術分野人民創造団のサークル

技術的・自然科学的サークル

芸術同好会

収集サークル

以上に類するもの

4 原則として一構成員あたり年間三〇～五〇マルクの利用料金を徴収するもの

裁縫・養育・製パン、料理の講座

以上に類するもの

5 サークル活動に伴う材料費で、参加者の個人的利用に供されるものは、全額参加者が負担しなければならない。

## **本規則への附則二**

### **文化館の課題計画に関する原則**

I 文化館の課題計画は以下の事項を包括しなければならない。

1 主催事業とサークル活動

講演、ゼミナール、フォーラム、討論会

2 サークル活動ならびに文化的芸術的人民創造団の公開クラブ

3 社会主義的祝祭や余暇の形成

4 文化的・芸術的催事

5 社会主義的な社交・娯楽の催事

6 スポーツや観光の催事

7 指導・助言活動に関わる催事

- 8 学校外教育のための、および成人教育機関が地域の生徒の余暇形成を行うのを支援するための催事
  - 9 有料のものを含むその他の催事
- II 第 I 項で列挙された諸事項でさらに詳細に示すべき事項
- 1 第 I 項 1～9 の事項別の催事数
  - 2 第 I 項 1～9 の事項別の利用者数
  - 3 青少年・児童のための催事（第 I 項 1～9 の事項）の割合を別記する。
- III 第 I 項 1～9 に列挙された催事ならびにサークル活動に必要な支出ならびに収入の内訳

出典：Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik Teil II 1972 Nr. 43, S. 494-498

（谷 試訳 2014 年 1 月 12 日改訂版）